

数値を計上した。

(2) 政府公館の職員等の個人消費

資料2のサービス収支における「公的その他サービス」のうち、「防衛庁関係」及び「在外公館経費」から個人消費に当たる部分を資料4に基づいて按分した。

(3) 外交団員等の個人消費

資料2のサービス収支における「公的その他サービス」のうち、「その他」から外交団員等の個人消費に当たる部分を平成2年表の比率を用いて案分した。

3 投入額

(1) 観光・訪問等旅行者消費

資料8の旅行種別旅行費用並びに資料7の訪日目的別消費額及び訪日目的別日本滞在期間による消費項目別の比率を用いて分割し、さらに産業連関表の部門へ国内生産額の比率を用いて分割した。

なお、買物費については、資料9による購入比率等を用いて、産業連関表の部門へ分割した。

(2) 政府公館の職員等及び外交団員等の個人消費

資料5の年間収入5分位階級の最高位（年間収入1001万円以上）の消費構成及び資料6を用いて、産業連関表の部門へ分割した。

第3節 粗付加価値部門

1 労働省担当部門

9311-000 賃金・俸給

9312-000 社会保険料（雇用主負担）

9313-000 その他の給与及び手当

基本表における粗付加価値中の雇用者所得は、原則として、雇用者数×雇用者1人当たり賃金を基礎に推計したものであり、ここでは、その根拠となった従業者数の推計を含めて雇用者所得の推計方法の概要を述べる。

1 推計資料

利用した主な資料は次のとおりであるが、このほか、直接、各省庁、公社公団等から電話等により情報を入手して活用した。

資 料 名	出 所
事業所・企業統計調査	総務庁統計局
国勢調査	〃
就業構造基本調査	〃
労働力調査	〃
科学技術研究調査	〃
サービス業基本調査	〃
本社等の活動実態調査	〃
特別職在職状況統計表	総務庁人事局
給与支払状況統計報告	〃
特殊法人総覧	総務庁
国民経済計算	経済企画庁
毎月勤労統計調査	労働省
賃金労働時間制度等総合調査	〃
賃金構造基本統計調査	〃
林業労働者職種別賃金調査	〃
労働者派遣事業に関する調査集計報告	〃
農業経営動向調査	農林水産省
総合農協統計	〃
農業生産費調査	〃
漁業経済調査	〃
国有林野事業労務統計	〃
世界農林業センサス	〃
本邦鉱業の趨勢調査	通商産業省
企業活動基本調査報告書	〃
特定サービス産業実態調査	〃
エネルギー統計年報	〃
資源統計年報	〃

工業統計調査	〃
商業統計調査	〃
電気事業要覧	〃
ガス事業統計年報	〃
地方公務員給与の実態	自治省
地方財政統計年報	〃
地方公務員共済組合等事業年報	〃
郵政行政統計年報	郵政省
陸運統計要覧	運輸省
鉄道統計年報	〃
船員労働統計	〃
医療施設調査	厚生省
国家公務員給与等実態調査	人事院
主要企業経営分析	日本銀行
法人企業統計	大蔵省
国の予算書	〃
国家公務員等共済組合事業統計年報	〃

2 推計方法

(1) 従業者数の推計

自営業主、家族従業者は、原則として「国勢調査」の結果に、「就業構造基本調査」の各従業上の地位の副業の数を加えた。これらの推計で「事業所・企業統計調査」を基礎としなかったのは、雇用者のいない自営業主のかかなりの部分が把握されていない等の理由による。

有給役員、常用雇用者、臨時・日雇雇用者は、主として労働力の需要側の統計である「事業所・企業統計調査」や「工業統計調査」に基づいて推計した。それは、「国勢調査」など労働力の供給側の統計では二重雇用者が把握されておらず、産業連関表のように詳細な部門の数値の正確性が保証されないなどの理由による。

部門別には、労働力の需要側の統計では十分推計できない農林水産業では、「国勢調査」や農林水産省の調査を、また、公務や公営企業などに関連する部門では、予算書等の資料を利用した。

製造業は「工業統計調査」の産業連関表用部門別組替集計結果や「本社等の活動実態調査」を基礎としながら、「国勢調査」等を参考として推計した。これらの産業以外の部門は原則として「事業所・企業統計調査」の結果によった。

なお、「国勢調査」、「事業所・企業統計調査」等はある一時点の調査であるから、労働力調査の各月と年平均値との比率によって年平均ベースに転換した計数を用いた。

(2) 雇用者所得の推計

賃金・俸給は、常用雇用者、臨時・日雇雇用者、有給役員の別に1人当たり平均賃金を推計し、それに人数を乗じた。社会保険料（雇用主負担）、その他の給与及び手当は、各項目の常雇賃金に対する比率を推計し、先に求めた常雇賃金に乗じた。

ア 常雇賃金の推計

1人当たり賃金は、製造業部門、サービス業部門、公務等の部門、その他の部門に分けて、基本的に次のような資料に基づいて推計した。

(7) 製造業部門

「工業統計表」の産業連関用部門別組替集計結果の賃金を採用し、これを「毎月勤労統計調査」でチェックした。

(4) サービス業部門

「毎月勤労統計調査」及び「サービス業基本調査」の賃金を採用した。

(9) 公務、医療及び教育等の部門

公務は、「国家公務員給与等実態調査」、「地方公務員給与の実態」等から、国公立の医療及び教育、公共企業体、公営企業は予算書から、それぞれ1人当たり賃金を推計した。

(1) その他の部門

鉱業は「本邦工業の趨勢調査」の労働者の賃金を、それ以外の部門は「毎月勤労統計調査」の小分類組替集計結果等の賃金を採用した。

イ 臨時・日雇賃金

「毎月勤労統計調査」の常雇賃金月額に常雇賃金に対する臨時・日雇の賃金比及び臨時・日雇雇用者数を乗じた（1人当たり臨時・日雇賃金月額は平成7年賃金構造基本統計調査によって産業別に常雇賃金に対する比率を算出し、これを部門別に推計した1人当たり常雇賃金に乗ずることによって推計）。

ウ 役員俸給

労働統計の中で、役員俸給を調査したものが存在しないため、「法人企業統計」によって産業（中分類）別に常雇賃金に対する倍率を算出し、これを部門別に推計した常雇賃金に乗ずることによって1人当たり役員俸給を推計した。

エ 社会保険料、その他の給与及び手当

社会保険料（雇用主負担）、その他の給与及び手当は「賃金労働時間制度等総合調査」により現金給与総額に対する比率を計算し、これに常雇の賃金を乗じて算出した。

なお、その他の給与及び手当は、退職年金及び退職

一時金、現物給与、給与住宅差額家賃、社会保険に関する上積給付金、財産形成に関する費用について算出したものの足し上げである。

3 推計上の問題点

雇用者数及び雇用者所得の推計の問題は、雇用者数の推計資料が事業所ベースであるのに対し、それを生産アクティビティ・ベースに転換しなければならないということであった。特に、建設業や耕種農業の部門のように、同一の雇用者が季節的に転職あるいは兼業するなど複数の商品の生産を行う場合や、製造業の部門のように現業部門と本社部門が分かれている場合、本社部門の推計が問題となった。とりわけ建設部門は、既存の資料から基本分類に分割することが非常に困難であり、十分な推計を行うことができなかったのに注意を要する。

兼業については、農林水産業は既存の資料より副業者数を含めた推計を行ったが、それ以外の部門については、資料等の制約により、副業者を含めた推計は行わなかった。

また、実際の推計に当たって、資料がないか又は資料があっても概念・範囲等が異なり利用できない場合があった。特に、雇用者所得の推計に当たって必要となる賃金に関する資料が十分でないことが多かった。例えば、農林水産業は、就業状態に季節性が強く、また、他部門との兼業が多いことや、資料面での制約等の問題があり、賃金の推計は困難であった。また、零細企業の資料も十分でないという問題があった。さらに、給与住宅差額家賃についても統計上の制約から、市中価格と雇用者支払分の差ではなく、企業の支払額を推計に用いているため、概念と異なっていることに注意する必要がある。

2 経済企画庁担当部門

9110-010 宿泊・日当

9110-020 交際費

9110-030 福利厚生費

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する部内資料を含む)	経済企画庁	
2	税務統計から見た法人 企業の実態	国税庁	
3	産業連関表(2年)	総務庁統計局統計 基準部	

2 生産額

「宿泊・日当」、「福利厚生費」については資料1から、「交際費」については資料2から産業分の額を求めた。政府、非営利分については資料3を利用して「宿泊・日当」、「福利厚生費」、「交際費」のそれぞれごとに、産業分と政府分、非営利分の比率を求め、産業分の額に乗じて求めた。そして、「宿泊・日当」、「福利厚生費」、「交際費」それぞれについて産業、政府、非営利分を合計して生産額を求めた。

3 産出額

資料3等を利用して算出した各列部門別の「(平成2年表の宿泊・日当、福利厚生費、交際費/同生産額)×平成7年表の生産額」をウェイトとして各列に配分し、一次推計値とした。

9401-000 営業余剰

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	経済企画庁	
2	産業連関表(2年)	総務庁統計局統計 基準部	

2 生産額及び産出額

各列部門の残差項であり、また、適当な推計資料もないことから、行側から積極的な推計は行っていない。列側推

計値のチェックのためには資料1及び2の投入係数等を利用した。したがって、営業余剰の総額（生産額）は、各列部門の営業余剰の値の横上げ（合計）である。

なお、最終需要部門と粗付加価値部門の二面等価のための調整を本部門と「9000-00 分類不明」（列）との交点で行った。

9402-000 資本減耗引当

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する部内資料を含む)	経済企画庁	一部部内資料
2	産業連関表(2年)	総務庁統計局統計基準部	

2 生産額

資料1を利用した。

資料1では、非金融民間法人企業分については「法人企業統計」（大蔵省）等を利用するほか、金融・保険業分、住宅賃貸料分、政府サービス生産者(★★)分、対家計民間非営利サービス生産者(★)分等を別々に推計し、合計して本部門の総額（生産額）とした。

3 産出額

金融・保険業分、住宅賃貸料分、政府サービス生産者(★★)分、対家計民間非営利サービス生産者(★)分は、資料1の値を優先的に利用し、その他の産業は、国民経済計算と産業連関表の概念差（企業内研究開発、物品賃貸業、各種修理の取扱い）について調整した上で、産業連関表の基本分類別に資本減耗引当の額を配分し、一次推計値とした。その際には、資料2等を利用して算出した各基本分類別の「(平成2年表の資本減耗引当/同生産額) × 平成7年表の生産額」をウェイトとした。

9403-000 間接税（除関税・輸入品商品税）

1. 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する部内資料を含む)	経済企画庁	一部部内資料
2	産業連関表(2年)	総務庁統計局統計	

No	資料名	出所	備考
3	各種（一般会計・特別会計）決算書 (6, 7年度)	大蔵省	基準部
4	国税庁統計年報書 (6, 7年度)	国税庁	
5	地方財政統計年報 (6, 7年度)	自治省	
6	労働省資料 (6, 7年度)	労働省	
7	工業統計表	通商産業省	
8	自治省資料	自治省	
9	国富調査総合報告 (45年)	経済企画庁	
10	固定資産の価格等の概要調査(土地)	自治省	
11	国土庁資料	国土庁	部内資料
12	陸運統計要覧	運輸省	

2 生産額

資料1の「間接税」の計数を基に、産業連関表の「間接税」との部門概念差（関税・輸入品商品税が資料1の「間接税」には含まれている）を調整して求めた。

3 産出額

生産額を以下の2種類の間接税に分割してそれぞれ産出額推計を行い、その後列部門ごとに合算し、間接税の額とした。

(1) 個別の製品・事業者等を対象とした間接税

個々の間接税を特定の1又は複数の列部門に格付けた。複数の部門に格付ける場合は、列部門担当省庁に配分を依頼するなどした。

個々の間接税の税額の把握には、資料3～6を利用した。

(2) 多くの産業が対象となる間接税

以下の間接税は、原則として全列部門若しくは非常に多くの列部門が対象となるため、資料2等を利用して算出した各基本分類別の「(平成2年表の間接税/同生産額) × 平成7年表の生産額」をウェイトとして各列部門に配分し、一次推計値とした。ただし、自動車関係税や許可及び手数料については、家計が負担している分もあるので、その分を1/2と見なし、「間接税」としては残りの1/2だけを計上している。

9404-000 (控除) 経常補助金

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報 (関係する部内資料を含む)	経済企画庁	一部部内資料

2 生産額

生産額は、資料1の計数を基本とした。

3 産出額

個々の経常補助金(政府の決算書の「目」が単位)を特定の1又は複数の列部門に格付けることで産出額推計とした。複数の部門に格付ける場合は、列部門担当省庁に配分を依頼するなどした。

4 備考

○ 産出額推計関係

国が行う雇用保険事業のうち、雇用安定事業等は、一定の要件を満たした事業主に対し、雇用安定等給付金(雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、高年齢者多数雇用奨励金等からなる)を給付するものであり、一般的な意味での補助金の交付とは異なるが、産業連関表及び国民経済計算では従来からこの雇用安定等給付金を経常補助金として扱っている。平成2年においては、同給付金の額(産業別の交付額データはない)が分類不明に計上しておけないほどの規模になったので、昭和60年表における分類不明への格付けを改め、平成2年表では各列部門(原則全列部門)へ、雇用者所得の額等をウェイトとして配分した。

なお、本件に伴い、間接税として扱っていた雇用安定事業等に係る雇用主からの徴収分(労働保険特別会計における徴収勘定で計上)も、昭和60年表で行った「9430-000間接税」と「9000-00分類不明」との交点への格付けを改め、各列部門へ配分した。